

生活保護法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）抄

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（申請による保護の開始及び変更）</p> <p>第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 要保護者の氏名及び住所又は居所</li> <li>二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係</li> <li>三 保護を受けようとする理由</li> <li>四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）</li> <li>五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項</li> </ol> <p>2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>（申請による保護の開始及び変更）</p> <p>第二十四条 保護の開始の申請は、第七条に規定する者が、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出してしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 要保護者の氏名及び住所又は居所</li> <li>二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係</li> <li>三 保護を受けようとする理由</li> <li>四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）</li> <li>五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項</li> </ol> <p>2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p>

3  
~  
10

(略)

3  
~  
10

(略)